

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【会社名】	細谷火工株式会社
【英訳名】	HOSOYA PYRO-ENGINEERING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島井武四郎
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都あきる野市菅生1847番地
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長島井武四郎は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。

当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定した。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

重要な事業拠点としては、本社・工場の一ヶ所である。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別に評価対象とした。

3 【評価結果に関する事項】

当社は、財務報告に関するリスクの評価と対応を実施していないため、全社的な内部統制に不備が存在すると判断した。

当該内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く重要な欠陥に該当すると判断した。したがって当該事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない手続は、全社的な内部統制の評価のために作成したチェックリスト及びその他の業務プロセスの一部である。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施しなかった理由は、平成20年10月に社長が突然死亡し各役員の異動及び担当替えにより、基本規程の一部の整備等が遅れたためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、新体制の下で環境を整備する。今後1.5ヶ年計画の概要は次の通りである。

(1.5ヶ年計画)

平成21年度上期	基本規程の整備・運用について見直し
平成21年度下期	全社及び決算・財務報告プロセスの評価を実施 その他の業務プロセス(ITを含む)の評価を実施
平成22年度上期	発見された不備事項及び重要な欠陥については是正し、是正の効率を評価する。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。